

# VI

## つながって、支える

～地域の指導・支援機関のネットワークのために～

乳幼児期の子供と親を支援する地域の施設や人材、主な相談窓口の紹介です。

ご自分が担当し関わった子供や家庭の様子で気になることがあったときは、一人で抱え込まずに、まずは園や施設内で相談・情報共有し、さらに同じ地域の他の機関等と協力しあいましょう。

### ●身近な地域での子育て相談など

#### 【区市町村 子ども家庭支援センター】

子供本人や子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、地域の子供と家庭に関する総合的な支援を行っています。

現在は都内58区市町村で事業を実施しています(平成20年4月末現在)。所在地等は各区市町村にお問い合わせください。

#### 【子育てひろば】

身近な地域の子育て家庭の支援を行うため、0歳から3歳までの孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談やサークルの支援等を行います。

### ●福祉に関する相談

#### 【児童相談センター・児童相談所】

児童福祉法に基づき児童(0歳から18歳未満)の福祉の窓口として都が設置しています。

児童の様々な問題についての相談、児童とその家庭についての必要な調査・診断・治療・指導、緊急に保護を要する場合の一時保護、巡回相談、出張診断、愛の手帳の交付 などをを行います。

○電話相談:児童相談センターでは、児童の養育・しつけ・発達などの相談や緊急の相談に対し、専任職員が電話相談に応じています。

○電話相談専用電話番号 03-3202-4152  
月曜から金曜:9時から20時30分まで  
土・日・祝日:9時から17時まで(年末年始を除く)

### ●母子保健に関する相談

#### 【保健所】

地域の住民の健康保持及び増進のため、地域保健の拠点としてさまざまな保健指導や健康相談等を行っています。

部の保健所は各区が、八王子保健所は八王子市が設置しています。その他の多摩地域及び島しょ地域の保健所は都が設置しています。

#### 【保健センター】

区市町村が設置し、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査などを行います。それぞれの所在地は、各区市町村にお問い合わせください。

### ●発達障害等の相談

#### 【発達障害者支援センター】

自閉症など特有な発達障害を有する障害児(者)とその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じています。相談は電話による申し込み。

○所在地:世田谷区船橋1-30-9  
○電話:03-3426-2318  
○受付時間:  
祝日・年末年始を除く月から金曜日 9時から17時まで  
土曜日9時から13時まで

#### 【都立梅が丘病院子どもの精神保健相談室】

子供の発達やこころの問題、親の悩みなどについて、臨床心理士、ソーシャルワーカーが相談にあたります。

○相談日:電話受付 月から金曜日(祝日・年末年始を除く) 来室は電話予約制。  
○相談時間:9時30分から11時30分まで、13時から16時30分まで  
○所在地:世田谷区松原6-37-10 都立梅が丘病院内  
電話:03-3323-7621 FAX:3328-0312

#### 【東京都特別支援教育推進室】

○障害のある子供の都立特別支援学校への入学・転学等に関する相談に応じています。  
○相談日時:9時から17時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)  
○相談電話:03-5228-3433

### ●地域の身近な相談員【児童委員(民生委員)】

子育てに悩んでいる人などの福祉に関する様々な相談に応じ、助言や、福祉サービスを適切に利用するための情報提供、福祉事務所や児童相談所など各種機関への橋渡しなど、必要な支援活動を行っています。民生委員は児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員は、一人ひとりに担当する区域が定められ、住民の身近な地域で活動しています。

自宅の玄関に青色の「東京都民生委員・児童委員」と書かれた門標をかかっています。地域の担当の民生委員・児童委員の住所氏名は区市町村窓口へ。



### 東京都福祉に関する情報

東京都福祉保健局のホームページURLはこちら  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>

※このページに掲載している「主な相談窓口」の概要および図「乳幼児期の子供と親を支える様々な人・施設等」は、「2008社会福祉の手引き」(東京都福祉保健局発行)を参考に作成しました。